

火災予防分野における消防法令等に基づく 各種手続の電子申請について

1 概要

火災予防分野における消防法令等に基づく各種手続の電子申請については、届出内容が比較的容易に確認でき、防火対象物を一元的に管理する消防局のOAシステムとの連携を必要としない手続から順次、運用を開始してきました。

この度、届出件数が極めて多い8様式について、このシステムと自動連携できる環境が整いましたので、新たに電子申請の受付を開始しました。

2 新たに受付を開始した手続

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- (2) 消防計画作成（変更）届出書
- (3) 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- (4) 全体についての消防計画作成（変更）届出書
- (5) 防火対象物点検結果報告書
- (6) 自衛消防組織設置（変更）届出書
- (7) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- (8) 防災管理点検結果報告書

※ 上記8様式の令和3年度中の受付件数は、約8万件

3 受付開始日

令和4年12月16日（金）

4 電子申請の進捗状況

火災予防分野における消防法令等に基づく各種手続は、年間約14万件あり、これまでの取組により、約3万件が電子申請で受付することが可能となっていました。今回の追加により、約11万件が電子申請で受付可能になります。

【参考】火災予防分野における消防法令等に基づく手続の受付件数

	総計	現在	従来
受付件数（通年）	約14万件	約11万件	約3万件

5 今後の取組

詳細な図面審査や現場確認検査が必要な防火対象物使用開始届出書等、一部の手続については、現時点では電子申請に対応していませんが、順次、受付開始できるように検討を進めています。

引き続き、市民や事業者の皆様の利便性向上を目指し、電子申請の拡大に取り組みます。